

行政手続制度の運用に係る調査票
申請に対する処分(市民協働部)

No.	許認可等に係る事務	根拠法令	根拠条項	審査基準の設定状況		標準処理期間の設定状況		所管課	申請受付窓口	連絡先	備考
				未設定理由		未設定理由					
1	市民会館の使用許可	いわき市市民会館条例	5		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。		申請後、速やかに処理している。	市民協働課	各市民会館	市民協働課 協働推進係 0246(22)7414	
2	市民会館使用料の減額	いわき市市民会館条例	9		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。		申請後、速やかに処理している。	市民協働課	各市民会館	市民協働課 協働推進係 0246(22)7414	
3	市民会館の指定管理者の指定	いわき市市民会館条例	18、19				指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経なければならないことから、あらかじめ標準処理期間を設定することは困難である。	市民協働課	市民協働課	市民協働課 協働推進係 0246(22)7414	
4	市集会所の指定管理者の指定	いわき市集会所条例	9、10				指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経なければならないことから、あらかじめ標準処理期間を設定することは困難である。	市民協働課	市民協働課	市民協働課 協働推進係 0246(22)7414	
5	地縁による団体の認可	地方自治法	260の2			30日		市民協働課	市民協働課	市民協働課 協働推進係 0246(22)7414	
6	市自転車等駐車場の指定管理者の指定	いわき市自転車等駐車場条例	14、15				指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経なければならないことから、あらかじめ標準処理期間を設定することは困難である。	市民生活課	市民生活課	市民生活課 交通安全防犯係 0246(22)1152	
7	市自転車等駐車場に係る定期駐車券再発行等	いわき市自転車等駐車場条例施行規則	2				容易な事務処理で、現場で即時に処理できるため標準処理期間を設定していない。	市民生活課	湯本駅前自転車等駐車場	市民生活課 交通安全防犯係 0246(22)1152	
8	市自転車等駐車場に係る使用料免除	いわき市自転車等駐車場条例施行規則	6				容易な事務処理で、現場で即時に処理できるため標準処理期間を設定していない。	市民生活課	湯本駅前自転車等駐車場	市民生活課 交通安全防犯係 0246(22)1152	

行政手続制度の運用に係る調査票
申請に対する処分(市民協働部)

No.	許認可等に係る事務	根拠法令	根拠条項	審査基準の設定状況		標準処理期間の設定状況		所管課	申請受付窓口	連絡先	備考
				未設定理由		未設定理由					
9	市自転車等駐車場に係る定期駐車券使用料返還	いわき市自転車等駐車場条例施行規則	7			将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ標準処理期間の設定が困難である。		市民生活課	湯本駅前自転車等駐車場	市民生活課 交通安全防犯係 0246(22)1152	
10	いわき市墓園使用許可	いわき市墓園条例	4				即日	市民生活課	市民生活課 勿来支所市民課保健衛生係	市民生活課 市民生活係 0246(22)7446 勿来支所市民課保健衛生係 0246(63)2111	
11	いわき市墓園管理料の減免	いわき市墓園条例	11				即日	市民生活課	市民生活課 勿来支所市民課保健衛生係	市民生活課 市民生活係 0246(22)7446 勿来支所市民課保健衛生係 0246(63)2111	
12	いわき市墓園原状回復義務の免除	いわき市墓園条例	14-1		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定する実益がない。	将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ標準処理期間の設定が困難である。		市民生活課	市民生活課 勿来支所市民課保健衛生係	市民生活課市 民生活係 0246(22)7446 勿来支所市民課保健衛生係 0246(63)2111	
13	いわき市墓園墳墓使用権の承継	いわき市墓園条例	15-1				即日	市民生活課	市民生活課 勿来支所市民課保健衛生係	市民生活課 市民生活係 0246(22)7446 勿来支所市民課保健衛生係 0246(63)2111	
14	いわき市墓園墳墓使用、納骨堂使用及び墳墓使用権継承許可証再交付	いわき市墓園条例施行規則	6-1				即日	市民生活課	市民生活課 勿来支所市民課保健衛生係	市民生活課 市民生活係 0246(22)7446 勿来支所市民課保健衛生係 0246(63)2111	

行政手続制度の運用に係る調査票
申請に対する処分(市民協働部)

No.	許認可等に係る事務	根拠法令	根拠条項	審査基準の設定状況		標準処理期間の設定状況		所管課	申請受付窓口	連絡先	備考
				未設定理由		未設定理由					
15	親族以外の者の焼骨の埋蔵	いわき市墓園条例施行規則	12-1			3日		市民生活課	市民生活課 勿来支所市民課保健衛生係	市民生活課市民生活係 0246(22)7446 勿来支所市民課保健衛生係 0246(63)2111	
16	墓碑等の設置	いわき市墓園条例施行規則	10-1			即日		市民生活課	市民生活課 勿来支所市民課保健衛生係	市民生活課市民生活係 0246(22)7446 勿来支所市民課保健衛生係 0246(63)2111	
17	火葬場の指定管理者の指定	いわき市火葬場条例	10				指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経なければならないことから、あらかじめ標準処理期間を設定することは困難である。	市民生活課	市民生活課	市民生活課市民生活係 0246(22)7446	
18	火葬場使用許可	いわき市火葬場条例	5			1日		市民課	市民課、各支所、出張所、市民SC	市民課届出証明グループ 0246(22)7447	
19	火葬場使用料の免除	いわき市火葬場条例	6-3			1日 5日		市民課	市民課、各支所、出張所、市民SC	市民課届出証明グループ 0246(22)7447	
20	火葬場使用料の返還	いわき市火葬場条例	6-4			5日		市民課	市民課、各支所、出張所、市民SC	市民課届出証明グループ 0246(22)7447	
21	高額療養費貸付申請	いわき市高額療養費貸付基金条例 いわき市高額療養費貸付基金条例施行規則	条例:8 規則:2		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。	4ヶ月		国保年金課	国保年金課 地区保健福祉センター 各支所	国保年金課庶務係 0246(22)7577	

行政手続制度の運用に係る調査票
申請に対する処分(市民協働部)

No.	許認可等に係る事務	根拠法令	根拠条項	審査基準の設定状況		標準処理期間の設定状況		所管課	申請受付窓口	連絡先	備考
				未設定理由		未設定理由					
22	被保険者証の交付	国民健康保険法	9-2		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。	1日		国保年金課	国保年金課 各支所市民課 市民サービス センター	国保年金課 調査給付係 0246(22)2274	
23	基準収入額適用申請	国民健康保険法施行規則	24の3		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。		事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難である。	国保年金課	国保年金課 各支所市民課 市民サービス センター	国保年金課 調査給付係 0246(22)2274	
24	標準負担額減額認定証の交付	国民健康保険法施行規則	26の3		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。	1日		国保年金課	国保年金課 各支所市民課 市民サービス センター	国保年金課 調査給付係 0246(22)2274	
25	限度額適用認定証の交付	国民健康保険法施行規則	27の14の2		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。	1日		国保年金課	国保年金課 各支所市民課 市民サービス センター	国保年金課 調査給付係 0246(22)2274	
26	限度額適用・標準負担額減額認定証の交付	国民健康保険法施行規則	27の14の4		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。	1日		国保年金課	国保年金課 各支所市民課 市民サービス センター	国保年金課 調査給付係 0246(22)2274	
27	標準負担額減額差額申請	国民健康保険法施行規則	26の5		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。		事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難である。	国保年金課	国保年金課 各支所市民課 市民サービス センター	国保年金課 調査給付係 0246(22)2274	
28	療養費の支給	国民健康保険法	54-1		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。	3ヶ月		国保年金課	国保年金課 各支所市民課 市民サービス センター	国保年金課 調査給付係 0246(22)2274	
29	特別療養費の支給	国民健康保険法	54の3-1		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。	3ヶ月		国保年金課	国保年金課 各支所市民課 市民サービス センター	国保年金課 調査給付係 0246(22)2274	

行政手続制度の運用に係る調査票
申請に対する処分(市民協働部)

No.	許認可等に係る事務	根拠法令	根拠条項	審査基準の設定状況	標準処理期間の設定状況		所管課	申請受付窓口	連絡先	備考
				未設定理由		未設定理由				
30	移送費の支給	国民健康保険法	54の4-1		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。	3ヶ月		国保年金課 各支所市民課 市民サービスセンター	国保年金課 調査給付係 0246(22)2274	
31	高額療養費の支給	国民健康保険法	57の2-1		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。	3ヶ月		国保年金課 各支所市民課 市民サービスセンター	国保年金課 調査給付係 0246(22)2274	
32	高額介護合算療養費の支給	国民健康保険法	57の3-1		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。	3ヶ月		国保年金課 各支所市民課 市民サービスセンター	国保年金課 調査給付係 0246(22)2274	
33	出産育児一時金の支給	国民健康保険法 いわき市国民健康保険条例 いわき市国民健康保険給付規則	法:58-1 条例:7 規則:5		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。	10日		国保年金課 各支所市民課 市民サービスセンター	国保年金課 調査給付係 0246(22)2274	
34	葬祭費の支給	国民健康保険法 いわき市国民健康保険条例 いわき市国民健康保険給付規則	法:58-1 条例:8 規則:5		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。	1ヶ月		国保年金課 各支所市民課 市民サービスセンター	国保年金課 調査給付係 0246(22)2274	
35	特定疾病療養受療証の交付	国民健康保険法施行令 国民健康保険法施行規則	施行令: 29の2-5 規則:27 の13		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。	3日		国保年金課 各支所市民課 市民サービスセンター	国保年金課 調査給付係 0246(22)2274	
36	国民健康保険税の減免	地方税法	717			1ヶ月		国保年金課 国保年金課	国保年金課 国税係 0246(22)7429	
37	保険料延滞金減免の認定	いわき市後期高齢者医療に関する条例	6-4		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。	1ヶ月		国保年金課 各支所市民課 市民サービスセンター	国保年金課 高齢者医療係 0246(22)7466	

行政手続制度の運用に係る調査票
申請に対する処分(市民協働部)

No.	許認可等に係る事務	根拠法令	根拠条項	審査基準の設定状況		標準処理期間の設定状況		所管課	申請受付窓口	連絡先	備考
				未設定理由		未設定理由					
38	保険料過誤納還付	いわき市後期高齢者医療に関する条例	9-2		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。	1ヶ月		国保年金課	国保年金課 各支所市民課 市民サービスセンター	国保年金課 高齢者医療係 0246(22)7466	
39	いわき芸術文化交流館の使用者登録の許可	いわき市いわき芸術文化交流館条例	6-1		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。		申請後、速やかに処理している。	いわき芸術文化交流館 施設管理課	いわき芸術文化交流館	いわき芸術文化交流館 施設管理課 0246(22)7418	
40	いわき芸術文化交流館の使用の許可	いわき市いわき芸術文化交流館条例	7-1		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。		申請後、速やかに処理している。	いわき芸術文化交流館 施設管理課	いわき芸術文化交流館	いわき芸術文化交流館 施設管理課 0246(22)7418	
41	いわき芸術文化交流館の使用変更の許可	いわき市いわき芸術文化交流館条例	9-1		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。		申請後、速やかに処理している。	いわき芸術文化交流館 施設管理課	いわき芸術文化交流館	いわき芸術文化交流館 施設管理課 0246(22)7418	
42	いわき芸術文化交流館の使用料の返還の許可	いわき市いわき芸術文化交流館条例	12		事案ごとの裁量部分が少なく、一律の審査基準を設定することは困難である。		申請後、速やかに処理している。	いわき芸術文化交流館 施設管理課	いわき芸術文化交流館	いわき芸術文化交流館 施設管理課 0246(22)7418	